○淡路市社会教育関係団体の登録に関する要綱（平成17年4月1日教育委員会告示第2号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の目的）

第２条　この登録は、社会教育活動を活発にするための援助及び資料収集を目的として行う。

（登録の要件）

第３条　登録に必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

（１）　公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。

（２）　専ら営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。

（３）　特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。

（４）　選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行わない団体であること。

（５）　特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する宗教活動を行わない団体であること。

（６）　団体の活動が、組織的かつ計画的に継続しており、将来も継続できる団体であること。

（７）　団体の運営が、構成員によって自主的かつ主体的に行われる団体であること。

（８）　組織及び活動に参加を希望する者が新たに加わることのできる団体であること。

（９）　団体の構成員の７割以上が淡路市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者であって、市の区域を活動の拠点としている団体であること。

(10)　団体の代表者が、淡路市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者であること。

(11)　中学生以下によって組織される団体にあっては、保護者による運営組織が行われている団体又は複数の成人による指導者等を有する団体であること。

（登録の申請）

第４条　登録を申請しようとする団体は、淡路市社会教育団体登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、淡路市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（１）　規約又は会則の写し

（２）　最近１年間の決算書及び予算書の写し（活動の期間が１年未満のときは、予算書の写し）

（３）　次に掲げる事項が記載されている最新の会員名簿の写し

ア　氏名、住所及び年齢（年齢は、中学生によって組織される団体に限る。）

イ　代表者、会計、事務担当者等の役職

ウ　市外に在住する者で淡路市内に在勤し、又は在学する者にあっては、その勤務先又は学校の名称

（登録の承認）

第５条　委員会は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、登録の承認の適否を決定するものとする。

２　委員会は、登録の承認を決定したときは、当該申請団体に対し、淡路市社会教育団体登録承認書（様式第２号）を交付するものとする。

（登録の期間）

第６条　登録の承認期間は、２年間とする。ただし、委員会が必要であると認めるときは、当該期間を延長し、又は短縮することができる。

（登録団体の義務）

第７条　登録団体は、申請の内容に異動があったときは、遅滞なく、その旨を委員会に届け出なければならない。

２　登録団体は、活動を停止し、若しくは解散し、又は登録の取消しを受けたいときは、遅滞なく、その旨を委員会に届け出なければならない。

（登録の取消し等）
第８条　委員会は、登録団体の活動がこの要綱に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、当該登録団体の代表者又は責任者に注意等をすることができる。
２　委員会は、当該登録団体が前項の注意等に従わないときは、登録を取り消すことができる。
３　委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知するものとする。
（その他）
第９条　この要綱の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、平成17年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の規定により新たに登録を受けるまでの間は、合併前の津名町教育委員会、東浦町教育委員会、淡路町教育委員会、北淡町教育委員会又は一宮町教育委員会の登録の取扱いの例による。